

令和5年度

学校いじめ防止基本方針

西脇市立双葉小学校

第1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは全ての児童生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為でない。また、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童生徒が十分に理解し、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行わなければならない。

いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、県民総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

第2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの理解

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

以下はいじめについての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。

- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

近年は、仲間はずれや無視など心理的な攻撃を伴ういじめが増加しており、その被害が周りには見えにくく、いじめが長期間にわたり潜在化することもある。また、インターネット上で行われる誹謗中傷などによるいじめについては、学校や家庭では非常に見えにくい。本校は、どんな小さいいじめも初期段階から見逃さないという姿勢を教職員間で共有し、組織的対応に当たる。

2 児童の発達期の特徴といじめの防止等

(1) 小学校低学年

大人が教える中で善悪についての理解と判断ができるようになり、言語能力や認識力も高まるとともに、自然等への関心が高まる時期である。しかし、少子化や遊びの形態の変化等による子ども同士のふれ合いや自然体験等の減少から、その発達段階として必要な社会性を十分身に付けないまま入学し、集団生活になじめない、いわゆる「小1プロブレム」が顕在化することもある。

この時期には、「人として、行ってはならないこと」についての理解や集団のルールを守る態度など善悪の判断や規範意識の基礎の形成、自然への畏怖や美しいものに感動する心をもつなど感性の涵養が重要である。また、自分の非を認めて謝る、相手の過ちを許すなど、相手の気持ちになって考え、温かい心で他者に接する態度を身に付けさせることも重要である。

また、オンラインゲームなど、遠く離れた人と交流する場合は、相手を傷つける場合もあることを、子どもの状況に応じて考えさせることが大切である。

(2) 小学校高学年

自分のことを客観的に捉えたり、自己肯定感をもつようになってきたりする時期であるが、一方では発達の個人差も顕著になりはじめ、劣等感をもちやすくなる時期でもある。また、集団活動に主体的に参加する中で、集団のきまりを理解したり、自分たちのきまりを作ったりするようになるが、一部には、閉鎖的な集団をつくったり、付和雷同的な行動をとることも見られる。

この時期には、自己肯定感を育み、思いやりの気持ちや自他を尊重する意識を涵養し、集団における役割の自覚や主体的な

責任意識の育成を図るとともに、公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしようとする態度を身に付けさせることが重要である。

また、インターネット上の書き込みが人を傷つけたり、自分がトラブルに巻き込まれたりする危険性があることを理解させるなど、情報モラルの基礎を培うことも必要である。

3 いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

- (1) いじめ問題に、組織的に対応するとともに、いじめを生まない土壌づくりに努める。（未然防止、早期発見、早期対応）
- (2) 児童一人一人の共感的な理解を深め、人間的なふれあいに基づく指導を充実させる。
- (3) 子どものよさや個性がより発揮できるよう指導に努めるとともに、自立心や自律性の育成に努める。
- (4) 規範意識や集団生活の基本的ルール、基本的生活習慣の定着を図る。

（あいさつ、清掃活動、時間遵守等：双葉っ子学びの十か条）

4 いじめ防止等の取組の内容

(1) 校内組織の設置

学級担任等が問題を抱え込まないように、管理職、複数の教職員、養護教諭や、学校の実情に応じて心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者等から構成される校内組織を設置し、組織的に対応する。この組織を中心に、いじめがあるかどうかの判断を行い、いじめが疑われる情報があった時、教職員の共通理解のもと学校全体で速やかに対応する。さらに、学校・家庭・地域が相互に連携を密にし、必要により外部人材（弁護士や警察官経験者等）を組織に組み入れ、いじめの解決に努める。

また、日頃より、いじめ対応に関する校内研修等を企画することも重要である。

別紙 1 生活指導全体計画

(2) 学校評価・教育評価の改善

いじめ防止の達成目標を設定するとともに、取組を年間計画として定める。それらの取組状況等を学校評価の評価項目に位置づけ、定期的に点検・評価を行い、改善に努める。

別紙 2 年間指導計画

(3) 未然防止及び早期発見

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが、最も重要である。学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成と、いじめとは何かを児童と教職員が当事者の立場に立って共有するといったいじめに対する正しい理解を進める。また、「いじめ未然防止プログラム」の活用等による教職員のいじめ認知や対応能力の向上を図る。

いじめを早期に発見するためには、休み時間等における教職員の日常的な観察や目の届きにくい場所の点検、チェックリストによる観察などを行う。また、日常生活での児童への声かけに加え、連絡ノート等により児童や保護者との信頼関係を構築した上で、少なくとも学期に1回以上のアンケート調査を実施し、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員間で共有する。 別紙3・4 生活アンケート・心の健康観察

(4) 早期対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめ解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙1 生活指導全体計画

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、児童に対してインターネットの正しい活用法など情報モラル教育を充実させるとともに、教職員の指導力の向上を図る。

未然防止では、発達段階や携帯電話の使用頻度に応じて、児童会活動等において、スマートフォン・携帯電話等の使用のルールづくりを進める。

(6) 家庭や地域との連携

学校いじめ防止基本方針について、保護者会や地域の会合等で説明や意見交換をする機会を設けることにより、児童・保護者・地域住民等が確実に関わる仕組みを構築する。また、保護者・地域住民に向けてネットルールの重要性などを啓発していく。

別紙5・6 西脇市タブレット型コンピュータ活用ガイドライン
西脇市タブレット型コンピュータ利用について

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けている児童の状況で判断する。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、教育委員会に報告する。そして、学校の設置者または学校が主体となって、学校の設置者または学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。調査を行う委員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成し、調査の公平性や中立性を確保し、事態の解決を図る。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページ等で公開するとともに、学校評議員会や P T A 総会をはじめ、学年懇談会、保護者懇談会、家庭訪問等あらゆる機会を利用して、保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等の実効性の高い取り組みを実践するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に検討し、必要に応じて見直す。学校基本方針の見直しに際しては、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるよう、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。